

2022年4月5日

関係者各位

株式会社 若 鈴
総務部

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大に伴う対策について（その4）

当社では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況を受け、感染リスクを排除するとともに、安全に事業を継続することを最優先に考え、感染拡大防止対策を実施してまいりました。

4月3日をもって三重県「再拡大阻止重点期間」は終了しましたが、当社におきましては引き続き、新型コロナウイルス等の感染防止対策として下記の7項目を対策ポイントとした感染防止対策の取り組みを継続していきます。

皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けするかと存じますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



《 対策事項 》

1. 感染予防のための体制

(1) 感染症予防責任者の任命

- ・職場における新型コロナウイルス感染症伝播のリスクを低減するための責任者は、総務部長とする。

(2) 感染防止対策の周知

- ・職場における感染防止対策の取組等について社員に周知する。
- ・職場以外でも感染防止対策の徹底を社員に周知する。

2. 感染防止のための基本的な対策

(1) 手洗い・咳エチケット等の徹底

- ・朝晩の体温測定、こまめな手洗い・うがい、手指アルコール消毒、咳エチケット、マスクの着用を周知する。
- ・近距離、真正面での会話を可能な限り避け、会話時のマスク着用を徹底する。

(2) 接触感染の防止

- ・共用物の複数人での共用を可能な限り回避し、共用する場合には共用物の消毒及び手指消毒を徹底する。
- ・不特定多数が接触する箇所や会議室等においては、拭き取り・消毒を徹底する。

(2) 日常的な健康状態の確認

- ・社員及びその同居家族に発熱、咳、倦怠感、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は自宅待機とする。
- ・社員は、本人及び同居家族の体調管理に十分配慮する。
- ・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」を徹底する。

(3) 感染リスク軽減の徹底

- ・国内の出張においては、業務活動に必要な範囲において感染防止対策を実施したうえで可能とする。
- ・県境をまたぐ不要不急の移動は可能な限り自粛するが、感染防止対策を実施したうえで可能とし、海外への渡航においては業務およびプライベートを問わず自粛する。

(4) 来客対応の対策

- ・発熱、倦怠感等の体調不良症状があるお客様には、訪問をお断りすることがあります。
- ・事前連絡のない県外からの営業目的の来客は、原則お断りします。
- ・来客は必要最低限の人数でお願いします。
- ・お客様には、受付カウンター前での体温測定及び手指アルコール消毒をお願いします。
- ・来客対応時には、マスクを着用します。

(5) その他の対策

- ・時間外労働の削減など、疲労が蓄積しないように配慮する。
- ・十分な栄養摂取と睡眠の確保を社員全員に周知する。
- ・重症化リスクを持つ社員に対しては、感染予防のための配慮を行う。

3. クラスタ発生防止のための対策

(1) 基本的な対策

- ・社内イベントは、感染防止対策を実施したうえで可能とする。
- ・講演会、セミナー等への参加については、感染防止対策を実施したうえで参加可能とする。
- ・プライベートでイベント等に行く場合には、感染防止対策を実施することを徹底する。
- ・対面する場所には、アクリル板を設置する。

(2) 換気の悪い密閉空間の改善

- ・職場の定期的な換気を行う。(目安は1時間に5分の換気を2回程度)
- ・車両での移動には、複数人での同乗を出来るだけ避け、個別での移動を励行する。

(3) 密集する場所の対策

- ・通勤時による感染リスクの軽減のため、希望者は時差出勤を行う。
- ・密接した作業空間を回避するため、希望者は在宅勤務や空き部屋等を使用するなど作業場所の分散を行う。
- ・社内会議においては、人数・時間を制限した上で、対人間隔の確保やマスクの着用を心掛け定期的に換気を実施する。(目安は1時間に5分の換気を2回程度)
- ・対面での打合せや協議を行う場合には、十分な対面距離を確保しマスクを着用する。
- ・社外会議においては、業務活動に必要な最低限の会議のみの参加とし、参加時にはマスクの着用、手指のアルコール消毒を徹底する。
- ・お客様との対面による打合せは必要最小限の回数および参加人数とし、出来る限り対面を避け、電話、メールまたはWEB会議により対応する。

4. 新型コロナウイルス感染症の疑われる症状が出た場合の対応

- ・社員又はその同居家族に感染の疑われる症状が出た場合は自宅待機とし、直ちにかかりつけ医又は医療機関に相談する。
- ・保健所への連絡が必要と判断された場合には、直ちに最寄りの保健所に連絡をするとともに、会社(所属部長)に報告をする。
- ・PCR検査が不要と判断された場合、又は、PCR検査の結果が陰性であった場合、その結果を会社(所属部長)に報告し、症状が出た社員又はその同居家族が完全に体調が回復してから2,3日程度は自宅待機とする。
- ・濃厚接触者となった場合、感染者と最終接触した日から7日間(8日目解除)の自宅待機とする。

- ・報告を受けた所属部長は直ちに総務部長に報告し、社内での情報共有を迅速に図る。
- ・会社復帰については会社と相談の上、決定する。

5. 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の対応

(1) 感染者が発生した場合のルール化

- ・感染者及び濃厚接触者が社内が発生した場合の対応をルール化し社員に周知する。

(2) 社員及び会社の対応

- ・社員又はその同居家族が陽性と判明した場合、速やかに会社（所属部長）に連絡する。
- ・報告を受けた所属部長は直ちに総務部長に報告し、社内での情報共有を迅速に図る。
- ・感染者（社員又はその同居家族）及び会社は、保健所の指示に従う。
- ・社内の接触・移動場所を特定し、消毒を実施する。
- ・医師の判断による感染者の退院が決定した場合、及び濃厚接触者の自宅待機解除が決定した場合、速やかに会社（所属部長）に連絡し、会社復帰については会社と相談の上、決定する。

(3) 発注者様への対応

- ・社員が陽性と判明した場合、契約中の全業務の発注者様に対して速やかに状況説明のメールを送信し、情報共有を図る。
- ・社員が濃厚接触者となった場合、その社員が関わっている業務の発注者様に対して速やかに状況説明のメールを送信し、情報共有を図る。
- ・契約中の業務について、社内及び発注者様と今後の業務継続等についての協議を行う。

6. その他

- ・社員の家族において、臨時休校等の措置で出社が困難な場合は、一定期間の特別休暇を付与する。
- ・陽性者等に対して、不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを社員全員に徹底する。
- ・新型コロナワクチン接種当日および翌日に副反応により就業不能となった場合に特別休暇を付与する。

なお、上記対応は現時点のものであり、今後の感染状況の変化により、適切に対応を行います。

以上